

◎議会報 ならは

令和5年
第201号
9月5日発行

残暑お見舞申し上げます。
(岩沢海水浴場)

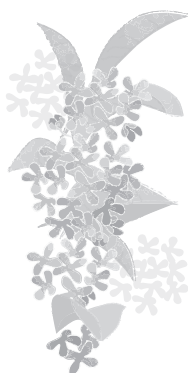
- 令和5年6月定例会.....1～3ページ
- 町政を問う！【いっばん質問】.....4～8ページ
- 委員会のうごき.....9～10ページ

令和5年6月定例会

檜葉町陸上競技場のリニューアル工事決定！

令和5年第3回6月定例会は、6月12日から14日までの3日間の会期で行われ、町から提案のあった議案が審議され、可決・承認されました。

中でも、今後、高校サッカー全国大会がJヴィレッジで開催されることや、スポーツコミッションの更なる活性化も視野に老朽化した檜葉町陸上競技場の改修が議決されました。今後のよりよい活用を議会も共に検討していきます。



令和5年度補正予算

令和5年度一般会計（第2号）

- 補正額 2億7,411万5千円増額
- 予算総額 115億9,800万円

◆可決【賛成全員】

財産の取得

多機能拠点整備事業用地取得のため

- 土地の所在 山田岡小堤地内 16筆
- 土地の面積 15,782・12㎡
- 取得価格 3,128万5,192円

◆可決【賛成全員】

報告

令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書

- 繰越事業 16事業
- 繰越額合計 9億3,564万円

専決処分の承認

令和4年度一般会計補正予算（第9号）

- 専決日 令和5年3月28日
- 補正額 1億7,446万2千円増額
- 予算総額 114億4,246万2千円

◆承認【賛成全員】

税条例の一部を改正する条例

- 専決日 令和5年3月31日
- 地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするため

◆承認【賛成全員】

令和5年度一般会計補正予算（第1号）

- 専決日 令和5年4月17日
- 補正額 1,388万5千円増額
- 予算総額 113億2,388万5千円

◆承認【賛成全員】

条例の改正

障がい者の利用に係る公の施設使用料の免除に関する条例の改正

公の施設を障がい者が利用するにあたり、施設使用料を免除することができ、施設に檜葉町地域活動拠点施設を追加するための条例の改正

◆可決【賛成全員】

防災会議条例の改正

防災会議への住民の代表及び女性の参画拡大を図り、防災対策の向上に資すること等を目的とした条例の改正

◆可決【賛成全員】

工事請負契約等の締結

後沢住宅長寿命化改修工事

- 契約相手 合資会社 諸橋建設工業
- 契約額 1億2,870万円

◆可決【賛成全員】

中・高一貫教育施設災害復旧工事

- 契約相手 クレハ建設 株式会社
- 契約額 3億2,406万円

◆可決【賛成全員】

陸上競技場改修整備事業設計施工一括型工事

- 契約相手 大成建設株式会社 東北支店
- 契約額 6億9,410万円

◆可決【賛成全員】

専決処分の報告

農林水産物処理加工施設建築工事請負契約変更

- 専決日 令和5年3月13日
- 契約相手 合資会社 諸橋建設工業
- 変更前 3億7,510万円
- 変更後 3億7,885万1千円

仙坊堰魚道改修工事請負契約変更

- 専決日 令和5年3月24日
- 契約相手 株式会社 彩輝
- 変更前 5,665万円
- 変更後 5,798万6,500円

仙坊堰魚道改修工事請負契約変更

- 専決日 令和5年5月12日
- 契約相手 株式会社 彩輝
- 変更前 5,798万6,500円
- 変更後 5,626万5千円



みなさんからの陳情

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情

●陳情者

福島県教職員組合 中央執行委員長 瀬戸禎子

●要旨

全国各地に避難する4千9百人以上の子どもたちの中には、経済的支援を必要とする子どもも多く、就学・修学を国庫から支援する、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続が必要であり、就学支援に必要な予算確保を行うこと。

●付託 経済福祉常任委員会

●結果 採択

●審査意見

現在も檜葉町のみならず、多くの児童生徒が県内外に避難し、厳しい環境のなか就学し、経済的支援を必要としている状況を鑑み、本事業の継続の必要性があると判断し、採択とした。



被災児童生徒就学支援事業の活用により、多くの児童の就学が支援されています。

はっばん登壇

4 議員が質問

6月定例会では、4議員が一般質問を行い、町の対応や考え方などを問いました。

その質疑応答の要旨をお知らせします。

1 松本 明平 議員・・・5ページ

○町内における焚火について

○これまでに発覚した事件と役場における業務の実態について

2 佐藤 努 議員・・・6ページ

○原子力発電所の廃炉に関わる事業協同組合について

○高齢者とペットの安心した暮らし方について

○双葉地方広域市町村圏組合が運営する双葉准看護学院について

3 結城 政重 議員・・・7ページ

○災害公営住宅の家賃の引き上げについて

○空き地対策について

4 宇佐見雅夫 議員・・・8ページ

○姉妹都市との交流の現状と展望

○町をPRするマスコットキャラクターについて

町政を問う！



町内における焚火について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律には例外規定があり、焚火、薪ストーブ、キャンプファイヤーなどで火を使用することは認められているが、役場では焚火を禁止する指導をしている。これは、行政権力からの不当な圧力であり、町民や国民の自由権に対する侵害である。この焚火に関して行政からの明確な説明がないため、誤った認識をしている町民も多いことから、焚火等が自由に行える範囲と禁止行為を明確にしていく。

問 焚火は法令の例外規定で認められていることは認識しているか。

答（町長） 承知している。

意見 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた、明確な説明をしていたきたい。

これまでに発覚した事件と役場における業務の実態について

これまで土地改良区の公金横領事件、官製談合事件、無免許運転事件、公金管理システム不正操作事件があった。組織が正常に機能することが重要な防止対策になると考えるが、業務の実態が不明であることが多い。

問 土地改良区の公金横領事件について、別団体であるとして町長からは説明がないが、町職員が横領し、土地改良理事長は町長であることから、より一層、政治責任としての説明責任を果たすべきと考える町民が多い。今回も説明はしないのか。

答（町長） 町とは別組織である。本件の詳細を議場において、町長の立場で説明することは適切ではない。

問 町の考える他団体や関連団体の定義は。

答（総務課長） 自治体ではない団体とすること。

問 土地改良区の経費に充てるため、町の職員から集まった寄附の総額は。

答（町長） 約124万円。

問 職員の誰がいくら寄附したのか把握はしているのか。

答（総務課長） 管理職による寄附と、課長補佐、係長が中心となった一般職の寄附があり、寄附した者は名前を書いて袋に入れたという経緯はある。

問 管理職までもが寄附をしている。土地改良区は他団体なのか。

答（町長） 管理職による寄附であっても、あくまでも寄附行為である。

問 土地改良区の経費に充てるため、職員が寄附する行為は法令等に違反しないのか。

答（町長） 本件は職員個人の寄附行為であるため、法令等に違反する行為ではない。

問 寄附した方としない方それぞれの人数は。

答（総務課長） 詳細は持ち合わせていない。

問 本件はあくまでも任意による寄附と考えていいのか。

答（総務課長） 寄附する者、しない者がいるため、任意である。

問 この寄附により誰が利益を得ているのか。

答（総務課長） 土地改良区が助かっている。

問 横領事件がなければ、土地改良区の経費は不足していないのか。

答（町長） 総代会や役員会等に係る経常的な経費は不足したと考える。

問 横領事件がなければ、寄附もなかったのか。

答（町長） ないものと認識している。

問 横領事件に関してお金の流れを明らかにしない限り、町民は納得しないと考えるが、説明はしないのか。

答（町長） 本件は、令和3年12月2日付で告訴状兼告訴状を双葉警察署に提出し、現在も調査中である。今後その進捗状況により、お金の流れは明らかにすると考える。また、令和4年2月16日付けで、福島地方裁判所いわき支部に提起した民事訴訟では、令和4年4月5日付けで、総額約4,187万円の損害賠償を支払うよう、元職員である被告に判決の言い渡しがあり、町の代理人弁護士を通じて支払いを求めている。

問 横領額に寄附金は充てているのか。

答（総務課長） 寄附金は土地改良区の判断で必要なところに使われた。



原子力発電所の廃炉に関わる 事業協同組合について

当町は、東京電力福島第二原子力発電所の立地地域である。廃炉に関わる他の立地町や地元企業との共存は、今後も継続していく重要課題と認識している。

問 廃炉に関わる事業協同組合の設立目的について、町の認識は。

答（町長） 地元企業がお互いに協力し、助け合う、共同受注が可能となるものと理解している。

問 廃炉に関わる事業協同組合の設立時期と今後の展望について、町の認識は。

答（町長） 事業共同組合は、将来の組合員となる中小企業等を営む事業者自らが発起人となり、設立することが法令で

定められているという認識である。

問 組合は、福島国際研究教育機構（F・IRE）との関りはあるのか。

答（産業創生課長） F・IREには、事業共同組合に限らず被災地の事業と積極的な連携をしながら研究を形にしてほしいと考えている。

問 廃炉に関わる地元企業への技術提供の仕組みづくりや、事業範囲拡大への課題について、町の認識は。

答（産業創生課長） 組合の必要性の一つに、組合員の相互扶助として、資格取得や育成の促進などが考えられる。また、大手ゼネコンなどが共助会員になれば、組合員との連携やJV化を推進することにより、組合員の育成につながり、事業範囲拡大にもつながると認識している。

高齢者とペットの安心した暮らし方について

高齢者が動物を飼うことにより、生活の質の向上や心身の健康を維持することにもつながると考える一方で、高齢者とペットとの安心した暮らし方の継続には備えが重要とも考える。

問 高齢者とペットとの安心した暮らし方の継続に必要な備えは。

答（町長） 自身が元気なうちに、家族や親せき、近所等との取り決めや、世話ができなくなった時の里親を探しておくことなどへの備えが必要。

問 身体的な理由や、生活環境の変化により、ペットを飼うことができなくなった場合、町への相談は可能か。

答（くらし安全対策課長） 動物愛護を担当している、「くらし安全対策課」が相談を受ける。引き取りは都道府県が所管している。

問 備えとして広報等での周知は。

答（くらし安全対策課長） 一定の周知はしている。関係課とも協力し、対策や周知に努める。

双葉地方広域市町村圏組合が運営する双葉看護学院について

長年、双葉郡における医療・福祉を支えている双葉看護学院の存在は大きい。一方で時代の変化に伴う生徒数の減少や就職率など、運営課題として共有しておく必要がある。構成町村である当町

でも課題共有は重要ではないか。

問 現在の双葉看護学院生徒数の状況は。

答（町長） 平成29年から南相馬市で再開し、1学年定員30人のところ、1年生15人、2年生14人である。

問 令和4年度卒業生5人の就職先地域は。

答（保健福祉課長） 相馬地方に4人、宮城県内に1人。

問 正看護師資格取得のための「進学コース」を設ける考えは。

答（保健福祉課長） 当町のみでの考えでは判断できないため、双葉地方広域市町村圏組合を通じ、構成町村で協議できる場を設けるよう要望をしていきたい。

問 社会福祉や介護を学ぶ学科の新設も検討すべきでは。

答（保健福祉課長） 地域福祉のニーズとして需要は高いと考える。構成町村が集まり協議をする場を設けるよう、働きかけをしていく。

いっぱん質問

町政を問う！

佐藤 努 議員



災害公営住宅の家賃の引き上げについて

災害公営住宅の家賃が、4月から説明もなく50%以上も引き上げられ、入居者の多くから、家賃の口座振替案内書等を見て、驚いたという声を聞く。

問 家賃の引き上げの理由は。

答（町長） 災害公営住宅入居者のうち、低所得者に対しては、負担軽減のため、国が家賃の一部を補助する家賃低減事業を進めてきた。これは、災害公営住宅を供用してから10年間家賃を減免する制度で、段階的に国からの補助額が少なくなり、供用開始から5年が経過し、家賃の引き上げとなった。

問 ある入居者は、3月まで7,800円だった家賃が1万2,000円になった。減免をしない本来の家賃はいくらになるのか。

答（建設課長） 本来その方が、国の補助がなく、現在の住宅に住んだ場合には、概ね2万5,000円から3万円の家賃の設定となる。

問 40年間国民年金の保険料を納入した方が、現在一年間に支給される年金額は79万5,000円（月約6.6万円）

であるが、事情により納入期間が20年間しか納められなかった人の支給額は、月額約3万3,000円。この状況で、3万円弱の家賃を支払いながらどのような暮らしをしているのか。国が決めた事業を実施するだけではなく、町独自の負担軽減策を検討すべきでは。

答（建設課長） 条例上定められている家賃低減に該当する低所得者は町でも把握している。そういった方々へは、通知や相談などを行っていく。

問 突然に家賃振替口座案内書などを送り付けるのは、あまりにも冷たい対応であり、説明し了解を得ながら事業を進めるべきと考えるが。

答（建設課長） 2年後には今回と同様に国からの補助が減っていく、公営住宅法に基づく家賃の計算はまた変わっていくことから、今回の件を繰り返さないためにも、気配りも含め、入居されている方々に親切で丁寧な方法で説明ができるよう、対策を講じていく。

意見 入居者の生活実態をよく把握しながら、何らかの軽減策を行うよう、強く主張したい。

空き地対策について

東日本大震災並びに原発事故後、町内には空き地が目立つようになった。特に適正に管理されていない空き地によって、その近隣に住む住民からは、迷惑の声が上がっている。

問 町の条例にある空き地の適正な管理とは。

答（町長） 除草などの管理が実施され、町民等の安全及び安心を脅かす恐れがない状態のことと認識している。



俯瞰した災害公営住宅

問 放置された空き地の雑草や竹などに関する住民からの苦情等はなかったのか。

答（町長） 令和3年度には9件、令和4年度には17件、今年度は6月1日現在で1件の相談がきている。

意見 行政代執行も含めながら、空き地の適正な管理が担保される仕組みづくりを検討していくべき。



姉妹都市との交流の現状と展望

それぞれの地域の文化交流や親善を目的に、他の自治体と連携する相手方の自治体を一般的には姉妹都市と呼び、多くの自治体では姉妹都市を締結し交流を深めている。当町も会津美里町などと姉妹都市を締結し、交流事業を実施しているが、今までの事業を検証し、見直しや新たな事業の展開なども模索すべきではないかと考える。

問 町はいつから、いくつの自治体と姉妹都市を締結しているのか。

答（町長） 現在、4つの自治体と姉妹都市または友好都市提携が結ばれている。平成4年、中華人民共和国五條市と友好都市を締結し、平成5年に、アメリカ合衆国ユークリッド市、平成8年には、温泉開発をきっかけに交流のあった大沼郡旧新鶴村と姉妹都市提携を結び、その

後の合併により会津美里町となった後にも改めて姉妹都市が結ばれている。4つめとして令和元年には、長崎県杵岐市と友好都市提携が結ばれている。

問 長崎県杵岐市と友好都市を結んだ際、議会へは何の相談や報告がなかった。行政だけで決めたということに対し、非常に違和感があるが、議会に諮る必要はなかったのか。

答（総務課長） 諮る必要がないと認識している。議決事件は地方自治法で定められ、それ以外に地方公共団体は議決事件を定めることができるが、当町では、第二原発の廃炉に関する安全協定及び町総合計画等を議決事件として定めているため、友好都市等の締結は議決が必要ない事件ではない。

問 友好都市等の締結は、町が独自に定める議決事件に入るものと考えて。友好都市等の締結は、住民同士の交流を深めるということが基本であり、相談もないということは町民の代表である議会への軽視になると考える。今後町は、議決事件として定める考えはないのか。

答（総務課長） 議決事件としていくか、しっかりと検討していく。

問 友好都市等は、お互いの自治体を慮り、それを町民にまで波及させていくことが目的である。そうすれば必ずと

交流が可能な範囲は決まってくると考えられ、今後注力すべきは近隣の会津美里町との交流であると考えて。町民相互の交流を促進させるため、町の四季を絵葉書にしてみてもどうか。

答（政策企画課） どのような絵葉書とするか、販売場所や枚数や費用面についても、関係する観光協会などと協議していきたい。

問 新たに友好都市等を締結する自治体はあるのか。

答（町長） 正式に友好都市等締結に至る自治体は今のところない。

問 当町とギリシャとの交流を強化するということで、町長が年内にギリシャを訪問し、関係者と交流の在り方について意見を交わすとのことだが、どのように考えているのか。

答（政策企画課長） 当町は国内の聖火リレースタートの地である。そのような縁もあり、オリンピック市との友好関係を築き、交流を深めていきたい。

意見 町民に結びつくような姉妹都市関係や交流事業が大切であり、長く交流できるという視点が欠けてしまえば、財政的な負担に繋がる。確かな戦略で先を見通せなければ、ギリシャに行き何かをしても続かないだろう。しっかりと内部で協議を重ねるべき。

町をPRするマスコミキャラクターについて

町イベントなどで活躍する「ゆず太郎」などのマスコミキャラクターは、どこ自治体でも地元のPRには欠かせない存在となっており、当町のマスコミキャラクターもさらに知名度を上げ、親しみやすくする工夫も必要と思われる。

問 当町は、「ゆず太郎」と「ゆりかちゃん」をマスコミキャラクターとしている。そのキャラクターの著作権や所有権はどこに属しているのか。

答（産業創生課長） ゆず太郎及びゆりかちゃんは、平成27年1月に町が商標登録をしている。

問 どのような場所でPRをしているのか。

答（町長） 学校行事や町に関連する県内外のイベントへ積極的に出演し、広く発信をしている。

問 個人などが町キャラクターを作成、または印刷して使用するにはどのような手続きが必要なのか。

答（町長） 町キャラクターを使用するには、町の定める要綱に基づき使用許可を受けることで、画像等の使用が可能となる。

いっぱん質問

町政を問う！

宇佐見 雅夫 議員

多機能拠点整備事業計画について

町の示す「第六次町勢振興計画」の内、土地利用計画にも記載される、防災・医療・観光等複数が位置付けされる場所として、今回の調査箇所は整備されてきた。令和5年度予算にも多額の予算が計上され、開発も本格化していくことから、現状と今後の方針について調査を行った。

1 多機能拠点整備事業の位置付け

Jヴィレッジ及び道の駅ならはに隣接し、国道6号に面したエリアを「観光・健康・教育・交流・医療・救護・避難場所」など、より詳細に具体的な機能を整備するエリアとして位置付けている。

2 多機能拠点事業整備により期待される目的・効果

観光スポットに近接し、交通アクセスが整った好条件な場所であることから、「防災・交流」「健康・観光・スポーツ」の2つのエリアを整備することで、町民同士の交流や、町内に点在する観光地への周遊に繋げる連結ポイントとして期待され、来町者への間口を広げ、関係・交流人口の拡大、震災前以上の賑わいの創出などを目的に整備するもの。

3 多機能拠点整備事業の内容

多機能拠点の中央部には、Jヴィレッジと道の駅を東西に結ぶ道路を整備し、この道路の南側エリアの道の駅側を「防災・交流エリア」、Jヴィレッジ側を「健康・観光・ス

ポーツエリア」として整備するほか、開発面積が広大（17・4 ha）となることから、面積見合いの防災調整池を併せて整備する。

4 各エリアの具体的な整備内容

- 防災・交流エリア
駐車場（101台）、防災倉庫、四阿
- 健康・観光・スポーツエリア
駐車場（144台）、多目的広場、キックターゲット、バスケットコート、ウォーキングコース、1号調整池
- 道路
施設内を東西に移動する道路 490 m
- 2号調整池
貯留量（36,616 m³）

5 整備に係る費用

事業費…19億5千万円

6 整備工程（案）

- 造成工事
令和5年7月～令和7年3月
- 防災倉庫・トイレ
令和6年度中完成予定

7 まとめ

本事業計画地は、関係・交流人口拡大に関する可能性を多大に秘めている場所である。多くの時間と予算をかけるながら整備する予定であることから、多方面からの貴重な意見を取り入れつつ、現実的な計画立案を希望しつつも、近隣にはない新たな取組みも必要ではないかと考えるところではあるが、今後の町財政の状況を冷静に判断しながら、計画の実現を期待する。

町道改良事業について

東日本大震災以降、町内の多くの道路は復興計画等の方針に基づき、復旧・改良が進んできた。町民の意見も参考としながら進んできた道路計画は終盤を迎え、町の描いた道路計画も完成に近づくつつあることから、震災以降に実施された主要なもの、今後の予定を調査した。

1 町道整備計画

町内の主要な幹線道路について、説明を受けた。

① 波倉線

- ・整備箇所…井出字浄光東
- ・波倉字原
- ・整備延長…LⅡ1, 600m
- ・整備財源…福島再生加速化

交付金（補助率…77・5％）

② 八石・西原線

- ・整備箇所…井出字西原
- ・整備延長…LⅡ233m
- ・整備財源…福島再生加速化
- 交付金（補助率…77・5％）

③ 木屋・上ノ岡線

- ・整備箇所…井出字木屋
- ・整備延長…LⅡ396・7m
- ・整備財源…福島再生加速化
- 交付金（補助率…77・5％）

④ 八石・小田前線

- ・整備箇所…井出字西原他
- ・整備延長…LⅡ220m
- ・整備財源…社会資本整備総合交付金（補助率…50％）

⑤ 本釜線

- ・整備箇所…井出字本釜
- ・整備延長…LⅡ93・124m
- ・整備財源…町単独費

⑥ 中満・天神線

- ・整備箇所…北田字上ノ原
- ・整備延長…LⅡ666m
- ・整備財源…社会資本整備総合交付金（補助率…50％）

⑦ 延木戸・袖山川原線

- ・整備箇所…上小塙字戸崎他
- ・整備延長…1, 050m
- ・整備財源…道路交通安全施設等整備事業補助（補助率…55％）

⑧ 月山寺後・菖蒲平線

- ・整備箇所…下小塙字佐野他
- ・整備延長…480m
- ・整備財源…電源立地地域対策交付金

2 まとめ

町道改良事業の現状と今後について理解を深めた。町道

は言うまでもなく町民の生活に直結しているものであり、改良を待ち望まれて実施したものも多い。また、町道の改良には、近隣住民の理解も必要なことが多く、同意の取得には多大な時間を要していることも聞くが、多くの町民生活の利便性向上のため、当初の計画通りの施工ができるかぎり行えるよう、鋭意業務に励んでいただきたい。また、道路事業は事業費が大きくなる傾向にあることから、補助金等の適切な申請により、町財政への負担軽減についても要望を行った。



令和5年9月定例会は、令和5年 9月12日(火) から開会予定です。

※開会日は変更となる場合があります。

場所 檜葉町役場3階 議場

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類感染症になったことに伴い、議場内でのマスク着用は自由となりました。なお、席には限りがあります。予めご了承ください。

◆傍聴の際守っていただくこと◆

- ①携帯の電源を切るか、マナーモードに設定をしてください。
また、通話や撮影、録音は行わないでください。
- ②傍聴席では静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - ・議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - ・談論し、報歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
 - ・飲食又は喫煙をしないこと。
 - ・みだりに席を離れないこと。
 - ・不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ・その他議場の秩序を乱し、または議場の妨害となるような行為をしないこと。



子ども議会開催

令和5年度子ども議会が開催されました。

13人の子ども議員たちは、事前学習を経た後、一般質問を自ら考え、大人でも緊張してしまう議場で、学習の成果を披露しました。

町長からも子ども達の質問の内容を精査し、実現可能なものから町施策へ反映していくとの言葉があり、子ども議員達も満足気な表情を浮かべていました。

これからも多くの皆さんが議会へ興味・関心を持てる町づくりを目指し、開かれた議会活動を行っていきます。

議会の足跡

令和5年6月～令和5年8月

日付	令和5年 6月
5	福島県町村議会議長会定期総会(福島市)
6	議会運営委員会(委員会室)
8	議会合同委員会(議場)
11	葛尾村村制100周年記念式典(葛尾村)
12-14	第5回6月檜葉町議会議定例会(議場)
18	がんばっぺ! ゴルフ大会(いわき市)
19	双葉地方町村議会議長会要望活動(東京都)
22	復興副大臣との意見交換会(福島市)
23	福島県市町村対抗軟式野球大会・福島県市町村対抗ソフトボール大会・市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会檜葉町実行委員会・組織委員会(大会議室)
29	檜葉小学校2年生議場見学(議場) 子ども議会(議場)
日付	令和5年 7月
1	壱岐焼酎で乾杯(CODOU)
2	双葉郡スポーツ交流大会(富岡町)
3	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会(大会議室) (職員に関する働き方改革の動向) 議会全員協議会(大会議室) (檜葉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例(案)の制定について)
10	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会(大会議室・特産品開発センター)(特産品開発センターの現状・原子力発電所の安全に関すること) 議会運営委員会(@委員会室)
12	経済産業省須藤内閣府福島県原子力事故処理調整統括官来庁(町長室)
13	復興庁由良統括官退任挨拶来庁(町長室)
15	岩沢海水浴場安全祈願祭(岩沢海水浴場)
21	全国原子力発電所立地市町村議会議長会総会(東京都)
29	サマーフェスティバル2022(天神岬スポーツ公園)
日付	令和5年 8月
6	木戸川鮎祭(木戸川河川敷親水公園)
15	町内野球大会「絆」盆野球大会(総合グラウンド)
18	双葉地方広域市町村圏組合議会総務常任委員会(富岡町)
22	町村議会正副議長・事務局長研修会(福島市)
23	檜葉町議会運営委員会(委員会室)
28	双葉地方広域市町村圏組合議会運営委員会(富岡町) 双葉地方広域市町村圏組合議会定例会(富岡町)
29	第4回8月檜葉町議会臨時会(議場)

配信

やっています!

檜葉町議会では、年に4回行われる定例会をWEB配信しています。

ご自身のスマートフォンなどでご覧いただけますので、
右のQRコードか下のURLにアクセスしてご覧ください。

https://live.kuroko.cloud/external/index/index/live_id/naraha-gikai/

